

令和8年第3回（3月）袖ヶ浦市教育委員会定例会議事録

1 開催日時 令和8年3月24日（火） 午後2時10分開会
午後4時00分閉会

2 開催場所 市役所北庁舎3階会議室3-2

3 出席者

教育長	鴫田 道雄	教育長職務代理者	高野 隆晃
委員	若林 洋子	委員	石井 正己
委員	渡邊 智子		

4 出席職員

教育部長	高浦 正充	教育部次長 (教育総務課長)	近藤 英明
教育部参事 (学校教育課長)	鈴木 大介	生涯学習課長	長谷川 秀明
スポーツ振興課長	大久保 治彦	総合教育センター 所長	矢部 やよい
学校給食センター 所長	塩谷 利之	市民会館長	齊藤 秀夫
平川公民館館長	吉末 孝司	長浦公民館館長	須田 紀子
根形公民館館長	大野 正彦	平岡公民館館長	神保 繁一
郷土博物館長	西原 崇浩	中央図書館長	柏木 喜男
学校教育課副参事	南 啓介	教育総務課副参事	浦邊 宜文
教育総務課 総務庶務班長	柴崎 美奈		

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議 題

日程第1 前回会議録の承認について

日程第2 今回会議録署名人の選出について

日程第3 教育長・教育部長報告

日程第4 議案

議案第1号 袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 袖ヶ浦市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第3号 袖ヶ浦市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第4号 袖ヶ浦市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第5号 袖ヶ浦市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第6号 袖ヶ浦市郷土博物館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

議案第7号 袖ヶ浦市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

議案第8号 袖ヶ浦市立幼稚園管理規則を廃止する規則の制定について

議案第9号 袖ヶ浦市立幼稚園の非常勤園長の勤務時間等に関する規程を廃止する訓令の制定について

議案第10号 袖ヶ浦市立幼稚園に勤務する教員等の勤務時間等に関する規程を廃止する訓令の制定について

議案第11号 袖ヶ浦市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則の制定について

議案第12号 袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について

議案第13号 スポーツ施設貸出し要綱を廃止する告示の制定について

議案第14号 袖ヶ浦市教育委員会広報発行規程を廃止する訓令の制定について

議案第15号 学校給食における弁当の日の方針

議案第16号 袖ヶ浦市立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

議案第17号 袖ヶ浦市立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第18号 袖ヶ浦市第3子以降学校給食費免除実施要綱の一部を改正す

る告示の一部を改正する告示の制定について
議案第19号 袖ヶ浦市第3子以降学校給食費免除実施要綱の一部を改正する告示の制定について

日程第5 報告

- 報告第1号 臨時代理の報告について（県費負担教職員の令和7年度末人事異動に係る内申）
報告第2号 袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定 について
報告第3号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共催掛金徴収規則の一部を改正する規則の制定について
報告第4号 袖ヶ浦市学校災害補償要綱の一部を改正する告示の制定について
報告第5号 袖ヶ浦市教職員の働き方改革ガイドラインについて
報告第6号 袖ヶ浦市スポーツ推進計画における評価について

7 議 事

日程第1 前回会議録の承認について

(教育長)

令和8年第2回(2月)袖ヶ浦市教育委員会定例会の会議録の承認について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

賛成全員で承認されました。

日程第2 今回会議録署名人の選出について

(教育長)

高野委員を指名します。

日程第3 教育長・教育部長報告

【教育長・教育委員から報告】

日程第4 議案

- 議案第1号 袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第2号 袖ヶ浦市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第3号 袖ヶ浦市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第4号 袖ヶ浦市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第5号 袖ヶ浦市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(教育長)

本日、議題が19件ございます。

そのため、提案理由が同様の議案につきましては、一括議題とし、事務局から説明の後、総括質疑を行い、議案毎に採決を行うこととします。

はじめに、議案第1号ないし議案第5号について、事務局の説明を求めます。

(教育部次長（教育総務課長）)

議案第1号から第5号までについて一括で説明いたします。

資料23ページ、議案第1号袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則の一部を改正したいので、議決を求めるものでございます。

提案理由は、令和7年12月議会で可決されました袖ヶ浦市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例及び袖ヶ浦市立幼稚園設置条例を廃止する条例に基づき、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則において所要の改正を行うものでございます。

なお、現行の規則につきましては、それぞれ参考資料をご覧ください。

改正内容については、33ページからの新旧対照表でご説明いたします。

今回の改正内容ですが、第5条及び第8条は、「幼稚園」の文言の削除を行います。次に、第12条は「スポーツ振興課」の文言を削除いたします。

次に、別表第1について、主な改正点のみご説明します。大きな変更として、各課の事務分掌の先頭番号を削除しました。35ページ右の欄で「(26) 公立学校共済組合に関すること。」が、教育総務課から学校教育課の事務分掌に移動し、学校教育課の「(6) 幼稚園に関すること。」及び「(11) 幼稚園・学校の環境衛生に関すること。」の「幼稚園」の文言を削除します。次ページ、学校教育課の左の欄、下から

3つ目と4つ目「公立学校共済組合に関すること。」「学校体育における専門的事項の指導に関すること。」が追加となります。

続いて、37ページ右の欄「スポーツ振興課」の事務分掌が一括削除となり、左の欄、生涯学習課の下から2つ目に「学校体育施設の開放に関すること。」が追加されます。次ページ、別表第2についても、主にアンダーラインの部分が改正部分です。以上が第1号の議案説明です。

次に、議案第2号について、資料42ページをご覧ください。

議案第2号 袖ヶ浦市教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について、袖ヶ浦市教育委員会処務規程の一部を改正したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由は、議案第1号と同じなので割愛いたします。

改正内容は、新旧対照表44ページをご覧ください。まず、現行規程の第2条第3号部分の幼稚園に関するものを削除します。また、別表第1中、スポーツ振興課、中川幼稚園が削除となります。様式第1号は、43ページにあるように、中川幼稚園の受付印が削除となります。

続いて、46ページ、議案第3号 袖ヶ浦市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定についてです。

袖ヶ浦市教育委員会事務決裁規程の一部を改正したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由は、議案第1号と同じなので割愛いたします。

改正内容は、48ページ別表第2の表のうち、学校教育課の専決事項において「幼稚園」の文言が削除され、「学校体育に関すること」が追加となり、生涯学習課の専決事項に「学校体育施設の開放に関すること」が追加、現行規程のスポーツ振興課の表が削除となります。

続いて、50ページ、議案第4号 袖ヶ浦市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について、袖ヶ浦市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由ですが、令和7年12月議会で可決された袖ヶ浦市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に基づき、袖ヶ浦市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則において所要の改正を行うものでございます。

改正内容について、53ページからの新旧対照表でご説明いたします。

補助執行の事務のうち、現行規則の「(4) 社会体育施設の利用の許可に関する事務」を「(4) 学校体育施設の開放に関する事務」と改めるものです。

次に、54ページ、議案第5号 袖ヶ浦市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、袖ヶ浦市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、議案第4号に同じで、改正内容については、57ページからの新旧対照表で説明いたします。現行規則の第2条第2項「全市運営委員会の事務局は教育委員会スポーツ振興課に置き、学校区運営委員会の事務局は学校開放を行う学校ごとに置く。」という一文を削除するものでございます。

議案第1号から第5号までの説明は以上となります。

(教育長)

議案第1号ないし議案第5号について、事務局から説明がありました。

これから質疑に入ります。質疑がある場合は、議案名を発言した後、質疑内容について発言をお願いいたします。

質疑はございますか。

(高野教育長職務代理者)

スポーツ振興課の市長部局への移管に伴い、教育委員会の行政組織規則や事務分掌からスポーツ振興課部分が削除されますが、今後、スポーツ振興課は健康こども部として示されるという解釈で良いか。

(教育部次長(教育総務課長))

おっしゃるとおりです。市の行政組織規則において、健康こども部にスポーツ振興課が新たに追加され、市長部局へ移管される事務が記載されます。

(高野教育長職務代理者)

大部分は市長部局へ移管するということでしょうか。

(教育部次長(教育総務課長))

先ほどの説明において「学校体育に関すること」は学校教育課、「学校体育施設の開放に関すること」は生涯学習課の所掌となり、それ以外は、市長部局の健康こども部へ移管になります。

(高野教育長職務代理者)

ありがとうございます。

(石井委員)

議案第1号、36ページの学校教育課の上から3番目にある「幼稚園教育に関する専門的事項の指導に関すること。」の具体的な内容を教えてください。

(教育部参事(学校教育課長))

幼児教育に関することが所掌となります。実践の場である直営の中川幼稚園は閉園しましたが、市内にある幼稚園や保育園での幼児教育についてソフト面として所

掌するという意味合いです。

(石井委員)

私立幼稚園を訪問し、話をするという事は想定されていますでしょうか。

(教育部参事 (学校教育課長))

私立幼稚園は教育の独立性がありますので、なかなか指導とまではいきませんが、市で作成している幼児教育のカリキュラムなどを配布して周知を図ったり、小学校への接続についてアドバイスをしたり、教育センターで幼児教育に関する研修を行ったりと、そういった活動が主になると思います。

(石井委員)

ありがとうございます。

(高野教育長職務代理者)

袖ヶ浦市にある幼稚園の補助金関係の所掌はどうなりますか。

(教育部次長 (教育総務課長))

市長部局になります。

(高野教育長職務代理者)

学校教育課は今まで直接関わったことはありますか。

(教育部参事 (学校教育課長))

ありません。

(高野教育長職務代理者)

これから入っていくということでしょうか。

(教育部参事 (学校教育課長))

どこまで取り組めるのかは正直見えませんが、教育委員会として幼児教育を所掌していないということもあり得ないことなので、幼児教育を事務分掌は残していくということ。具体的にどのような活動ができるのかは、今後模索していくことになります。

(高野教育長職務代理者)

幼稚園教育と書いてあり、幼児教育と幼稚園教育の違いはどうなのでしょう。

私立は独自性を認める必要がありますが、幼稚園、こども園、保育園の3パターンあり、そこをどのように考えればいいのかと思います。幼稚園教育に関する専門的な指導教育は、幼稚園に対して指導するという意味に捉えられますが、どうで

しょうか。

(教育部参事 (学校教育課長))

幼稚園教育と幼児教育は同義と捉えており、現行の記載をそのまま残しております。

(高野教育長職務代理者)

幼稚園教育という表現ですと不自然な感じがしました。市立幼稚園の閉園で直営の幼稚園がなく、幼稚園教育に対する指導という文言が残っていると、幼稚園に対して指導するという意味合いにも取れないし、今まで、私立幼稚園への指導実績はないので、学校と繋げたいのであれば、幼児教育という記載の方が良いと思いました。

(教育部参事 (学校教育課長))

直営の市立幼稚園の閉園に伴い、今までの「幼稚園教育」という文言を、幼児教育に変えるということについては、そこまで正確に調べておりませんでした。

(高野教育長職務代理者)

石井委員はどうですか。

(石井委員)

今の観点は、気が付きませんでした。

言われてみると、幼稚園教育と幼児教育が同義という説明はありましたが、本当に同義かどうかは分からないところがあります。

(教育長)

私は2年間幼稚園の現場にいましたが、幼稚園における教育と幼児教育という言葉に分けて扱っていないと、私は思っています。

子育て部門が広がってきて、認定こども園や保育所を含めて、幼児教育といわれており、幼稚園の経営や運営というような幼稚園教育という定義でもない。言葉の定義として、どこでどのように定義されているかまで把握しておりませんが、広い意味で取るのであれば、幼児教育の方が解釈としては広いものになります。

(高野教育長職務代理者)

教育ビジョンでは幼児教育という表記ですよ。

(教育部次長 (教育総務課長))

教育ビジョンの中で、幼児教育の1つの施策の方向性を持っております。その中では、幼児教育の推進という形をとっております。

具体的な施策とすると、幼稚園、保育所、保育園、認定こども園との連絡と、小学校との滑らかな接続の推進が1つ。もうひとつ、幼児教育段階の子育て支援体制の

充実、これらの2つの施策を挙げています。

こういった点から見ていくと、幼児教育という文言や、指導や推進という文言を入れる必要があったかと思います。

(石井委員)

意見として言わせていただければ、事務分掌ですので、具体的な事務が想定されており、その内容を記載するものが本来のあり方。ふわっとした理念ではなくて、具体的に行う事務が特定されているべきであり、そういう観点で見なければいけないと思います。

(教育部参事(学校教育課長))

石井委員の発言をふまえますと、幼稚園教育は基本的に文部科学省の定める、幼稚園教育要領に基づいて行う教育をさしており、幼稚園教育という表現は間違った表現ではないと思っています。石井委員の発言のとおり、幼稚園教育について実践の場はなくなりましたが、教育委員会として手放せないものですし、私立幼稚園に指導として踏み込めないまでも、アドバイスを求められればアドバイスをしていく必要がありますし、市が作成している幼児教育のカリキュラムの周知を図っていくことが具体的なことになっていくと思います。ただ、教育ビジョンが幼児教育となっておりますので、幼児教育とした方が良いのかと思います。

(教育部次長(教育総務課長))

いただいた意見が色々とありますが、石井委員の発言にありましたように、具体的な事務の記載や、生涯学習の推進に関することという記載があるということも事実です。今までの意見を踏まえ、一部修正で採決をいただきたいと思っております。「幼児教育の推進に関すること」という表現に修正のうえ、議案を再提案させていただきたいと思っております。

(教育長)

幼児教育の推進に関することという修正案が出ましたが、いかがでしょうか。

(高野教育長職務代理者)

学校教育課長の説明の中に、私立幼稚園側からアドバイスを求めてきた際にアドバイスをするという話がありましたが、実際に学校教育課にアドバイスを求めてきた事例はありましたか。

(教育部参事(学校教育課長))

事例はございません。

総合教育センターの過去の幼児教育に関する研修への参加があったかと思っております。

(教育センター所長)

夏期研修において、幼稚園や保育園の方に研修に参加していただいております。

(高野教育長職務代理人)

これからも続くということで、これからも繋がりがあるということでしょうか。

(教育センター所長)

はい。

次年度も予定をしています。

(高野教育長職務代理人)

センター主催の研修会を周知して来ていただくということで繋がりがあるということでしょうか。

(教育センター所長)

はい。

(教育部参事 (学校教育課長))

就学につなげるため、幼稚園を巡回してお子さんの状況を確認させていただいて、いかに就学に繋げるかということは、通常の業務として行っています。

(高野教育長職務代理人)

幼稚園に限らず保育園等も行っていますよね。

それでは、「幼児教育」という表現の方がわかりやすくなると思います。

(教育長)

それでは、「幼児教育の推進に関すること」という修正でよろしいでしょうか。

--- 異議なし ---

(石井委員)

議案第4号について、生涯学習課が所管するが、市長部局の職員に補助執行させ、実際に事務を行わせるということになりますが、具体的にはどういう事務になりますか。

(生涯学習課長)

実際の事務については、スポーツ振興課で従前通りに行います。

(スポーツ振興課長)

具体的には、年に一回、全市で会議を開きまして、各学校の学校開放のスムーズな運営が行えるようにと、許可証の発行や実績の集約が具体的な事務になります。

(石井委員)

学校開放について、申請・許可事務があると思いますが、その事務もスポーツ振興課が行うのでしょうか。

(スポーツ振興課長)

現在も行っており、来年度も引き続きスポーツ振興課で対応します。

(教育部次長(教育総務課長))

補足させていただきます。

今現在は、教育施設ということで、教育委員会が所管している学校体育館の貸し出しにつきましても、スポーツ振興課が所管しているところです。スポーツ振興課が市長部局へ移管されることとなりますが、学校教育施設の貸し出しなので、教育委員会に所管を置かなければならず、その所管として生涯学習課としております。

実際の貸し出しに関しましては、従来通り行った方が良いということでスポーツ振興課に事務を委任して補助執行するということとなります。

(教育長)

質疑がないようですので、議案第1号ないし議案第5号について、議案毎に採決を行います。

はじめに、議案第1号について、修正案について賛成される委員の挙手を求めます。

(教育長)

議案第1号は賛成全員で修正案どおり議決されました。

(教育長)

次に、議案第2号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第2号は賛成全員で原案どおり議決されました。

(教育長)

次に、議案第3号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第3号は賛成全員で原案どおり議決されました。

(教育長)

次に、議案第4号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第4号は賛成全員で原案どおり議決されました。

(教育長)

次に、議案第5号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第5号は賛成全員で原案どおり議決されました。

議案第6号 袖ヶ浦市郷土博物館設置及び管理に関する条例施行規則の一部
を改正する規則の制定について

(教育長)

議案第6号について事務局の説明を求めます。

(郷土博物館館長)

議案第6号、袖ヶ浦市郷土博物館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、袖ヶ浦市郷土博物館設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由としまして、令和8年6月1日より、本庁等の窓口受付時間の見直しが行われることに伴い、入館時間を追加するため、規則の一部を改正しようとするものです。具体的な改正内容は、61ページの新旧対照で説明します。第2条第1項の開館時間の記載の後に「ただし、入館時間は、午後4時30分までとする。」という文言を追加するものです。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(石井委員)

開館時間しか決まっていなかったものが、入館時間という時間が出てきて、開館時間と入館時間を分けることになります。

第2条第2項において、館長の権限で開館時間を変更することができるという規定は改正されず、開館時間のみを変更できるということになりますが、その解釈でよろしいでしょうか。

(郷土博物館館長)

館長が必要であれば認めるという規定で、状況に応じて、開館時間を一時的に変更することができるかと捉えています。本件については、一時的なものではございませんので、但し書きとして追加することを考えています。

(石井委員)

開館時間を変更するという事は、17時までの開館時間を何らかの影響で18時までにするという想定はしていますか。

(郷土博物館館長)

第2項の必要であると認める時というところで、季節によって早めることや、災害等で閉館時間を短縮するという場合は、時間を変更すると捉えています。

(石井委員)

短縮することしか想定していないということでしょうか。

(郷土博物館館長)

説明不足となりますが、特別なイベントがあった場合、それに依じて長く開館することも想定しています。

(石井委員)

特別なイベントがあった場合に、入館時間が16時30分までという規定を変えられないと、20時までの開館をする場合であっても16時30分までしか入れないと、この条文だと読み取れるのです。それでよいのでしょうか。

(郷土博物館館長)

9時から17時という開館時間があり、館長権限において、臨時的に開館時間の延長を認められると捉えています。

(石井委員)

開館時間は館長権限で変更できますが、この条文のままだと入館時間は変えられないと読み取れるのですが、それでよろしいですか。入館時間についても館長の権限で変更できるという規定をしなくてよろしいでしょうか。

(教育部長)

石井委員の発言は、第2条第2項の追加で「開館時間及び入館時間」という文言が入れば、そのような事態も対応可能になるということを示しているかと思えます。

(高野教育長職務代理者)

閉館時間と合わせて入館時間もセットで変更することを考えなくてはならない。

(石井委員)

開館時間の変更のみで不都合がないのかを、館長へ確認させていただきました。

(教育長)

開館時間及び入館時間を館長の権限で変更するという事で修正案とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

--- 異議なし ---

(教育長)

議案第6号の修正案について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第6号は賛成全員で修正案どおり議決されました。

議案第7号 袖ヶ浦市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について

議案第8号 袖ヶ浦市立幼稚園管理規則を廃止する規則の制定について

議案第9号 袖ヶ浦市立幼稚園の非常勤園長の勤務時間等に関する規程を廃止する訓令の制定について

議案第10号 袖ヶ浦市立幼稚園に勤務する教員等の勤務時間等に関する規程を廃止する訓令の制定について

(教育長)

次に、議案第7号ないし議案第10号について、事務局の説明を求めます。

(教育部次長 (教育総務課長))

議案第7号、袖ヶ浦市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定について、袖ヶ浦市教育委員会公印規則の一部を改正したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めます。提案理由といたしまして、令和7年12月議会で可決された袖ヶ浦市立幼稚園設置

条例を廃止する条例に基づき、袖ヶ浦市教育委員会公印規則において所要の改正を行うものです。

新旧対照表でご説明いたします。組織改正に伴う改正で、これまで「平川行政センター所長」としておりましたが、「平川交流センター所長」に改正するもので、長浦も同様に改正します。なお、行政センターという名称は残りますが、行政センター所長という職名がなくなるため、交流センター所長が行政センター専用の印を保管するということとなります。

続いて、中川幼稚園の閉園に伴い、中川幼稚園長印が廃止となり、別表24項から26項を削除し、27項から34項まで3項ずつ繰り上がります。

次に、議案第8号、袖ヶ浦市立幼稚園管理規則を廃止する規則の制定について、袖ヶ浦市立幼稚園管理規則を廃止したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由は、令和7年12月議会で可決された袖ヶ浦市立幼稚園設置条例を廃止する条例に基づき、袖ヶ浦市立幼稚園を閉園することから当該規則を廃止しようとするものです。廃止する規則は、参考資料をご確認ください。

続いて、75ページ、議案第9号、袖ヶ浦市立幼稚園の非常勤園長の勤務時間等に関する規程を廃止する訓令の制定について、袖ヶ浦市立幼稚園の非常勤園長の勤務時間等に関する規程を廃止したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、第8号議案と同じで、内容については、参考資料をご確認ください。

続いて、77ページ、議案第10号、袖ヶ浦市立幼稚園に勤務する教員等の勤務時間等に関する規程を廃止する訓令の制定について、袖ヶ浦市立幼稚園に勤務する教員等の勤務時間等に関する規程を廃止したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由は、議案第8号と同じで、現行規定については、参考資料をご覧ください。

(教育長)

議案第7号ないし議案第10号について、事務局から説明がありました。

これから質疑に入ります。質疑がある場合は、議案名を発言した後、質疑内容について発言をお願いいたします。

質疑はございますか。

--- 質疑なし ---

(教育長)

質疑がないようですので、議案第7号ないし議案第10号について、議案毎に採決を行います。

はじめに、議案第7号について、賛成される委員の挙手を求めます。

(教育長)

議案第7号は賛成全員で原案どおり議決されました。

(教育長)

次に、議案第8号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第8号は賛成全員で原案どおり議決されました。

(教育長)

次に、議案第9号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第9号は賛成全員で原案どおり議決されました。

(教育長)

次に、議案第10号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第10号は賛成全員で原案どおり議決されました。

議案第11号 袖ヶ浦市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則の制定について

議案第12号 袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について

議案第13号 スポーツ施設貸出し要綱を廃止する告示の制定について

(教育長)

次に、議案第11号ないし議案第13号について事務局の説明を求めます。

(教育部次長 (教育総務課長))

議案第11号、袖ヶ浦市スポーツ推進委員に関する規則を廃止する規則の制定について、袖ヶ浦市スポーツ推進委員に関する規則を廃止したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由は、令和7年12月議会で可決された袖ヶ浦市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例に基づき、当該規則を廃止しようとするものです。なお、廃止議案は、参考資料をご覧ください。

次に、82ページ、議案第12号、袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則の制定について、袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則を廃止したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由は、議案第11号に同じです。

次に、85ページ、議案第13号、スポーツ施設貸出し要綱を廃止する告示の制定について、スポーツ施設貸出し要綱を廃止したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第22号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由は、議案第11号に同じです。廃止議案は参考資料をご覧ください。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

--- 質疑なし ---

(教育長)

議案第11号ないし議案第13号について、議案毎に採決を行います。
はじめに、議案第11号について、賛成される委員の挙手を求めます。

(教育長)

議案第11号は賛成全員で原案どおり議決されました。

(教育長)

次に、議案第12号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第12号は賛成全員で原案どおり議決されました。

(教育長)

次に、議案第13号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第13号は賛成全員で原案どおり議決されました。

議案第14号 袖ヶ浦市教育委員会広報発行規程を廃止する訓令の制定について

(教育長)

議案第14号について事務局の説明を求めます。

(教育部次長 (教育総務課長))

議案第14号、袖ヶ浦市教育委員会広報発行規程を廃止する訓令の制定について、袖ヶ浦市教育委員会広報発行規程を廃止したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものでございます。

提案理由ですが、教育委員会広報(教育そでがうら)については、平成12年4月1日号より広報そでがうらに統合しており、今後も発行の見込みがないことから、当該規程を廃止しようとするものでございます。

現行の規定につきましては、議案参考資料に記載の通りです。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

--- 質疑なし ---

(教育長)

議案第14号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第14号は賛成全員で原案どおり議決されました。

議案第15号 学校給食における弁当の日の方針について

(教育長)

議案第15号について事務局の説明を求めます。

(学校給食センター所長)

議案第15号、学校給食における弁当の日の方針について、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第22号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由としましては、令和8年度以降の弁当の日の方針につきまして、別紙のとおり今後の運用をしようとするものです。

内容は90ページに記載しておりまして、こちらについては、昨年10月の教育

委員会議にて一部説明しておりまして、本日、参考として10月の資料を机上配布しております。これまで説明してきたとおりです。参考資料として、10月の段階では方針の決定でしたが、その後、学校と調整をいたしまして、弁当の日を何日とするかという実施計画等も添付しています。

(石井委員)

弁当の日については、議会での質問もあり、関心が高いところですが、現行の年6回から、年3回から4回に変更した理由を教えてください。

(学校給食センター所長)

運営委員会の中で出た意見としまして、「廃止してほしい」という意見はありませんでした。「子どもたちが楽しみにしているので続けてほしい」という話があったことと、学校側としては「教育的に意義があるので続けてほしい」という意見がありました。その一方で、保護者からは、「負担なので減らしてほしい」という反対意見もあり、賛否両論の意見が少々ありました。

その点も考慮しまして、回数は若干減らすとして、この方針を決めさせていただきました。

ただし、実際に方針として、はっきりと回数を決めてしまいますと、学校行事との調整等もございますので、前年度のうちに校長会と協議をして、来年は何回にするというのは最終的には決定して方針にしたいと考えております。

(石井委員)

今の説明を聞いていると、3回、4回の1回のブレについては、学校行事等の関係等を踏まえて検討するということですが、6回を3回にしたというのは、0と6との間を取ったというニュアンスの理解ができますが、そうした意味合いでしょうか。

(学校給食センター所長)

はい。6回と0回の間値の3回程度としたのと、弁当の日を実施するに当たり、夏の暑い日の食品の衛生面に配慮、寒い時期に実施するとし、季節的に考慮した回数になっています。

(石井委員)

少しずつ理解が進んできたところですが、回数に明確な正解はないと思っておりますが、対外的に説明するにあたって、一定のある程度合理的な説明をしていくことは必要ではないかと思っております。季節に配慮するというのはいつのポイントだと思います。今後、議会等で説明するのであれば、そういう点に留意されて、説明方法等を工夫された方がよろしいかと思っております。

(高野教育長職務代理者)

3つほど質問があります。

1つは、この方針は、議案として提出されていますが、どのように周知するのでしょうか。

(学校給食センター所長)

このお知らせは、4月以降に学校に対して保護者向け並びに先生向けに案内を発する予定です。給食センターは他にも変更箇所が多いので、お便りを出す予定であります。

(高野教育長職務代理者)

今までの弁当の日の方針を変更するということによろしいでしょうか。
新たに作るのではなく、今までの方針を変更するという解釈によろしいでしょうか。

(学校給食センター所長)

意義は変えておりません。

弁当の日というイベントの趣旨は変わらないのですが、回数が6回からこの時期に変更になるということと、これまで弁当の日には牛乳があったものが、牛乳がなくなることを併せてお知らせする予定です。

毎年4月の給食だよりは、もともと弁当の日のお知らせを掲載していたのですが、あまりご覧になられていない状況なので、別便の検討をしております。

(高野教育長職務代理者)

2点目です。年に6回の弁当の日を、3回から4回に変えていくことは、諮問機関で話されたと思いますが、1つ思うのは、弁当の日から給食に変えると、給食の経費が増えると思います。給食は、市の助成が入り、人件費・光熱費は含めずに一食当たり300円前後かと思いますが、その財源はどのように考えるのでしょうか。

(学校給食センター所長)

給食費の徴収額は、市の補助があって成立しております。弁当の日が、1～2日変動しても保護者への負担は変動しないという考え方でおります。

(高野教育長職務代理者)

それで大丈夫でしょうか。
多少、予算が増加しても財政部局は大丈夫なのでしょうか。

(教育部次長(教育総務課長))

まず、8年度の予算で、約200日分の給食費として予算を計上しておりますので、当然給食センターは予算の範囲内で200日分の給食を提供していくことが大前提です。

一方で、給食センター所長の発言にあったように、休校により減ることもあれば、また一方で、近年の物価高騰の影響も受けている点を踏まえながら、現行の予算の

範囲内で取り組み、それが非常に困難という状況が見込まれる場合になった時に、はじめて財政部局と協議をしていきます。

(高野教育長職務代理者)

弁当の回数の話には、なっていないという解釈でよろしいか。

(教育部次長 (教育総務課長))

先ほど、給食センター所長の発言にありましたように、回数というよりも食材費の影響という部分が非常に大きくなっています。大枠としての来年度の予算ということで毎年協議をしているところです。

(高野教育長職務代理者)

弁当の日の回数は、予算の中では重要視しなくてもよいということで、物価高騰の方が大きいということでしょうか。

(教育部次長 (教育総務課長))

実際に休校ということもありますので、そういった影響が大きいというところですね。

(高野教育長職務代理者)

私は、弁当の日をあまり減らしてほしくない、これ以上、回数を減らしてほしくないと思います。

2年前の子ども議会の際に「弁当の日を減らさないでほしい」という意見もあり、あの意見は尊重すべきだと思います。

弁当の日を好意的に受け止めている方も、受け止めていない方もいます。少数意見で変えてしまうことは良くないように思います。しかし、少数意見も尊重しなければならぬと思います。確かに、お弁当を作れない、経済的に難しい等、それを給食センターはわからないと思いますが、サポートすれば弁当の日にも肯定的になるのではないかと思います。

実際には、学校で話されているのでしょうか。

(教育部参事 (学校教育課長))

傍聴にきた子ども達の意見では、母親の負担が増えるから、廃止したほうが良いという意見もあったかと思います。賛否を聞くような場面もあったと認識しています。

弁当の日の意義については、各学校の協議をいただき、運営委員会の中で、様々な立場の方が議論を重ねていたという認識があるので、高野委員からご指摘があった意見に関しましては、一部の意見ではなく、それぞれの立場の方が議論を重ねた結果であると認識しているところです。

弁当の日の有無に関わらず、弁当を持ってこられない子については、弁当の日の

存続については関係なく、各家庭で様々な事情があり、様々な個別対応をする場面がありますので、弁当の日があるなしの議論をしているとの認識はしておりません。

(高野教育長職務代理者)

弁当の日の回数を減らす中で、そういう考えではなく、あくまでも親の負担を減らすという解釈ということでしょうか。

(教育部参事 (学校教育課長))

双方の意見があり、先ほどあった通りでございます。

また、最近の非常に暑い時期で、以前は5月にもお弁当の日があったかと思いますが、そういう時期の開催は難しいという意見もあったかと思えます。そのため、今の気候に合わせて設定しています。

(高野教育長職務代理者)

弁当の日なので、学校を休む子はいますか。

(教育部参事 (学校教育課長))

各学校の校長に確認を取りまして、そのような理由で休んでいる子はいないということでした。

運営委員会の中に、そういった認識をもつ方がいて、事実かどうかの確認は後日取らせていただいて、運営委員会ではそういった意見があるが実際はそうではなかった。

(高野教育長職務代理者)

その委員はそういう認識があったのでしょうか。

(教育部参事 (学校教育課長))

過去のご認識かもしれませんが、現状においては、いなかったということです。

(教育部長)

議案第15条の補足をさせていただきます。

参考資料の90ページをご覧ください。

令和8年度につきましては、年4回の実施を予定しております。今後は毎年回数は変わってくると思いますので、その都度、皆さまにお知らせしたいと思しますので、よろしくお願いいたします。

(石井委員)

少し話がずれてしまうかもしれませんが、今回、小学生の給食費が無償になるということで、今までは給食費を支払うけれども、給食がない日は自分の経費で弁当

を作っているという関係になっているかと思います。今回は、無償の給食が提供されれば全部無償で済むものを、弁当に経費がかかるという点について、ご認識なり、ご見解なりをお聞きしたいと思います。

(学校給食センター所長)

お弁当を持参していただくということは、それだけ家庭への負担がかかると考慮しています。今回無償化になるという方向だけではなく、もともと給食費を払っていただいております、それ以外にも弁当の費用がかかっていたわけですので、その家庭での負担については遜色ないと考えています。

(教育部次長 (教育総務課長))

弁当の日の回数を話し合っている時に、現状としての来年度からの給食費の負担軽減という話はなかった頃に、主に集中して話し合っていたところでございます。

今回、お弁当の日の在り方の意義を継続しながら続けていく一方で、今、委員の発言のように、来年度になると、小学生については事実上の保護者負担なしとなりますので、逆の意見がでてくる可能性があると考えております。

今後の給食センター運営委員会の中で、保護者の意見として、弁当の日の費用は負担してくれるのかなどの意見が出てこないとも限りませんので、あくまでも現段階で令和8年度の弁当の日の方針は、こうしていきたいというところでございますけれども、当然回数も含めて、随時、様々な意見を伺いながらご審議いただければと、今は考えているところであります。

(石井委員)

わかりました。

(教育長)

給食費は無償ではなく、あくまでも負担軽減ですので、全額が国から補填されるわけではございません。

(教育長)

議案第15号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第15号は賛成全員で原案どおり議決されました。

議案第16号 袖ヶ浦市立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する
規則の制定について

議案第17号 袖ヶ浦市立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第18号 袖ヶ浦市第3子以降学校給食費免除実施要綱の一部を改正する告示の一部を改正する告示の制定について

議案第19号 袖ヶ浦市第3子以降学校給食費免除実施要綱の一部を改正する告示の制定について

(教育長)

続いて、議案第16号ないし議案第19号について、事務局の説明を求めます。
議案第16号について事務局の説明を求めます。

(学校給食センター所長)

別冊2ページ、議案第16号、袖ヶ浦市立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則の制定について、袖ヶ浦市立学校給食センター管理運営規則の一部を改正したいので、袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ヶ浦市教育委員会の議決を求めます。

提案理由といたしましては、給食材料賄費が物価高騰していることから給食費の価格変更を行うものです。ただし、当面の間は、国の学校給食費負担軽減補助金や物価高騰重点支援地方創生臨時交付金を活用して、負担軽減した価格で運用するため、関係規則の一部を改正しようとするものです。

内容につきましては、新旧対照表の6・7ページをご確認ください。

まず、第8条、小学校と中学校の1ヶ月の給食費ですが、3,900円と4,650円だったものを5,300円と6,300円に改正します。その下の2項では、飲用の牛乳の提供を受けない児童生徒と飲用の牛乳のみ提供を受ける児童生徒の料金について書かれておりまして、こちらを変更しております。

第9条では、月の途中で転入、転出する者の給食費の日額計算になる場合の単価について記入しています。

その下の3項には、日額計算をする前の飲用牛乳だけの提供を受ける、受けないという児童生徒の料金について記載をしています。こちらの改定がございます。

このあと、附則の方で、一旦定価を今見ていただいた金額に直していくのですが、当面の間、今回補助金の交付がございますので、5,300円の小学生の料金については各0円とし、中学生の4,650円を6,300円と改正した分については、旧料金の4,650円を適用するという内容です。その下の、牛乳だけを飲む、飲まないについても同様に、小学生については0円、中学生については旧料金を徴収するという記載にしています。

続きまして、議案第17号、袖ヶ浦市立学校給食センター管理運営規則の一部を

改正する規則の一部を改正する規則の制定について、袖ケ浦市立学校給食センター管理運営規則の一部を改正する規則の一部を改正したいので、袖ケ浦市教育委員会行政組織規則第5条第2号の規定により、袖ケ浦市教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由ですが、県が、千葉県公立学校給食費無償化支援事業の継続を決定したことを受け、免除要件拡大の延長を行うにあたり、関係規則の一部を改正しようとするものです。

内容としましては、資料13ページ以降です。袖ケ浦市では、第3子以降無償化の制度は令和4年度からスタートしました。当初は、第3子のカウントは小中学生だけの中で補助するというルールで補助しました。途中から県の補助が入り、3人の数え方が、義務教育のみでなく、親が扶養している子どもが高校生、大学生であれば上の子をカウントして良いという拡大ルールになりました。途中から拡大のルールが出来た時に、袖ケ浦市は、タイマー設定をしており、来年の4月には元に戻すという設定にしました。県補助が続くか不明でしたが、県補助が継続され、来年に延ばす、その翌年も延ばすと延長を続け、3年目となる今回、タイマー部分を削除するというのが、今回の改正内容になります。

続きまして、議案第18号も同様の内容になります。袖ケ浦市第3子以降学校給食費免除実施要綱の一部を改正する告示の一部を改正する告示の制定について、袖ケ浦市第3子以降学校給食費免除実施要綱の一部を改正する告示の一部を改正したいので、袖ケ浦市教育委員会行政組織規則第5条第22号の規定により、袖ケ浦市教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由は、先ほどの第17号と同様になります。

第3子以降の免除申請書の様式を設定しておりまして、当初市で設定した様式とその後県補助が入ったときの様式が異なりまして、資料20ページと22ページに様式があり、市の独自の様式は、市立の児童・生徒の内容を書くようになっております。

一方、現行使用されているものは、第1子及び第2子の義務教育が解除された内容になっております。これをタイマー設定で、来年になったら元に戻すということで毎年延長し変更をかけていましたが、今回はその部分を削除するという内容になっています。

それにプラスし、今回は小学生の無償化の関係もありますので、第3子以降の補助金は小学生には適用されないというルールがあります。記入してもらう対象として、小学生は抜く設定になっており、在学中の中学生のみの記載ということで変更をかけています。

続きまして、議案第19号、袖ケ浦市第3子以降学校給食費免除実施要綱の一部を改正したいので、袖ケ浦市教育委員会行政組織規則第5条第22号の規定により、袖ケ浦市教育委員会の議決を求めるものです。

提案理由としましては、マイナンバーカードの健康保険証利用の開始により、これまでの「被保険者証等」が令和7年11月末をもって期限となり「医療保険に係る資格確認書等」に改めることから、関係要綱の一部を改正しようとするものです。

こちらは29ページ、31ページに現行と改正後の様式を添付しております。医療保険に係る資格確認書等ということで、添付書類の名称を改正しています。

(教育長)

議案第16号ないし議案第19号について、事務局から説明がありました。

これから質疑に入ります。質疑がある場合は、議案名を発言した後、質疑内容について発言をお願いいたします。

質疑はございますか。

(石井委員)

説明がわかりにくかったので、確認をさせてください。

今までは、県の助成が無くなった場合は、元の市の要綱に基づく規定に戻すと定めていたものを、今回それをやめたということによろしいでしょうか。

(学校給食センター所長)

はい、その通りです。

(石井委員)

そうすると、今までは県が助成を廃止した場合には、すでに廃止した場合の措置が盛り込まれているので、自動的に市の要綱に戻りましたが、これを廃止するということは何らかの新しい規則を作らないと市の要綱に戻らないということによろしいでしょうか。

(学校給食センター所長)

はい、その通りです。

(石井委員)

では、県が助成を廃止した場合は、その時点で新しい規則を制定するということがよろしいでしょうか。

(教育部次長(教育総務課長))

県の第3子補助がなくなった後につきましては、同様の措置をするかしないかということは、市の問題となっておりますので、現状としては県の要綱が廃止されれば基本的には廃止という形で考えております。

(石井委員)

それは今までの説明の内容でよろしいですね。

私が最後の方に聞いたのは、県が助成を廃止した場合には、市の要綱に戻すためには、何らかの新しい規則等の制定措置が必要なのかという確認をしています。

(教育部長)

戻す場合は必要になります。

(石井委員)

戻すか戻さないかは決まっていなくても、戻す場合に制定をするという理解でよろしいでしょうか。

(教育部長)

その通りです。

(石井委員)

どうして、そのような形に変えたのでしょうか。

(学校給食センター所長)

これまで3年続けてこの状況になっておりましたので、毎年この時期に改正していたわけですが、来年方向が変わるということであれば、その時に修正を行うということで内部にて調整したものです。

(石井委員)

やり方としては、そのような方法がありますが、その場合、この措置を実施年度前に決定しなければならないと思いますが、そのあたりはどうでしょうか。

(教育部次長 (教育総務課長))

次年度の県の補助金等の予算等の情報もあるかと思いますが。その中で、次年度も継続するのかしないのかというところは、当然、市の予算計上と絡んでくるわけですから、そういった中で総合的に判断していくと考えております。

(石井委員)

わかりました。

(教育長)

質疑がないようですので、議案第16号ないし議案第19号について、議案毎に採決を行います。

はじめに、議案第16号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第16号は賛成全員で原案どおり議決されました。

(教育長)

次に、議案第17号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第17号は賛成全員で原案どおり議決されました。

(教育長)

次に、議案第18号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第18号は賛成全員で原案どおり議決されました。

(教育長)

次に、議案第19号について、賛成の挙手を求めます。

(教育長)

議案第19号は賛成全員で原案どおり議決されました。

日程第5 報告

報告第2号 袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
施行規則の一部を改正する規則の制定 について

報告第3号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共催掛金徴収規則の
一部を改正する規則の制定について

報告第4号 袖ヶ浦市学校災害補償要綱の一部を改正する告示の制定につ
いて

(教育長)

続いて、報告第2号ないし報告第4号について事務局の説明を求めます。

(教育部参事 (学校教育課長))

報告第2号から第4号に関しましては、ほぼ同一の内容となります。

次第資料の別冊の参考資料により説明させていただきます。

臨時代理の報告について、「袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について、袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定するので報告するものでございます。

理由といたしましては、教育委員会で定める規則ではなく、市長部局の定める規則の改正であるために、報告をするものでございます。

(1) 令和7年12月議会で可決された袖ヶ浦市立幼稚園設置条例を廃止する条例に基づき、袖ヶ浦市立幼稚園を閉園することから、幼稚園関連の会計年度任用職員の職種を廃止するものです。

(2) 会計年度任用職員である児童支援員の支援対象であった児童が中学校へ進学し、引き続き支援が必要となるため、令和8年度から児童支援員を中学校へも配置することとなり、職種の名称を変更するものでございます。

95ページがわかりやすいかと思いますが。

併せて94ページの(2)で記載させていただいておりますが、今まで児童支援として小学校に配置をしておりましたが、児童支援は付きっきりでみていかなければいけないお子さんについていただいていることが運用上主ですが、そんな中でお一方、中学校にお子さんが進学することに伴って、中学校でも継続した配置が必要になったことから、児童支援員という名称を児童生徒支援員としたことも、今回併せて改正させていただいたところでございます。

次に第3号のご報告をさせていただきます。

96ページになります。

「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金徴収規則の一部を改正する規則の制定について」ご報告を申し上げるところでございます。

97ページに書いてある通り、幼稚園の設置条例の廃止に伴う改正でございます。

98ページの新旧対照表で幼稚園の部分の記載を削除する改正でございます。

また、99ページの報告第4号「袖ヶ浦市学校災害補償要綱の一部を改正する告示の制定について」、同様に幼稚園の廃止に伴って改正するものでございます。

101ページの新旧対照表で、幼稚園の記載がございますが、そこを削除するものです。この要綱というのは、いわゆる全国市長会で運用している、学校事故に伴う補償を行うものでして、日本スポーツ振興センターと大枠では同じような補償制度となっております。市として加入しています。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

(石井委員)

報告事項の前書き部分についてです。

例えば、93ページの報告第2号で始まる文章で「袖ヶ浦市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定するので報告する。」と記載がありますが、これを読むと「教育長が制定するので報告する」と読み取れます。市長が制定するものですので、今後、表現を考えていただきたいと思います。

(教育部参事 (学校教育課長))

承知いたしました。

報告第5号 袖ヶ浦市教職員の働き方改革ガイドラインについて

(教育長)

報告第5号について事務局の説明を求めます。

(学校教育課副参事)

それでは、報告第5号、資料は別冊として、袖ヶ浦市教職員の働き方改革ガイドラインの冊子を用意しました。

本件につきましては、先日の教育委員会協議会でご意見を聴取いたしました。また、校長会等からのご意見を聴取しましたものを踏まえて、今回改定として配布しました。

前回いただいた文言の修正、また大きく変えたところは、取り組み例、取り扱いについてご意見をいただきました。そのため、ふろくという形にして、あまり拘束力のないような参考になるようなものという形に位置付けをいたしましたところが主だった内容です。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

--- 質疑なし ---

報告第6号 袖ヶ浦市スポーツ推進計画における評価について

(教育長)

報告第6号について事務局の説明を求めます。

(スポーツ振興課長)

102ページをご覧ください。

2月の教育委員会議でもお伝えしました通り、スポーツ推進計画の見直しにおける評価についてご報告するものでございます。

見直しにつきましては、来年度、新しいスポーツ振興課で行うことをお伝えして

おります。

はじめに、基本目標を実現するための3つの目標について、評価と課題の概要について説明いたします。

まず全体としては、コロナ禍の影響により、各指標が一時的に低下してしまいました。実際、目標数値には到達していませんが、現在徐々に回復傾向がみられます。

【基本目標1】につきましては、市民意識調査で「身近にスポーツ・レクリエーションを行う場・機会があると思う市民の割合」は、令和7年度では60%となっており、一定の回復はみられるものの目標の70%には届いておりません。スポーツイベントの開催などにより、市民がスポーツに親しむ機会は確保ができましたが、総合型地域スポーツクラブでは、担い手不足や会員の高齢化が課題となっております。

続けて、103ページ、2つ目【基本目標2】につきましては、スポーツ活動の拠点（施設）の環境、整備の活用についてです。

施設利用者は、コロナ禍の影響を受け減少しましたが、その後、他の施設につきましては、徐々に回復しております。

施設維持管理や人工芝の張り替え、臨海スポーツセンターの全館照明LED化などの環境整備をしつつ、陸上競技場にネーミングライツ事業を導入するなど、新たな取り組みを進めています。

一方で、施設の老朽化や、臨海スポーツセンターの利活用が今後の課題となっております。

104ページ、3つ目【基本目標3】学校体育についてです。

運動や体育好きの児童生徒の割合の回答は、令和7年度において回復傾向にあります。目標の70%には至っておりませんが、この数値におきましては、コロナ禍前の58.4%の水準まで戻ってきています。

学校では成功体験を中心に実施した取り組みの充実が必要となっております。

以上のことから、地域スポーツの担い手や、スポーツ施設の計画的な維持管理等、計画的に進めていき、市民がスポーツに親しめる環境づくりをさらに進めていけるよう考えております。

続けて、105ページ、各施策の評価と課題についてです。

まず、【基本目標1】のみんなが親しめるスポーツの推進についてです。

キッズスポーツフェスタ、市内総合型地域スポーツクラブの交流大会、ウォーキングフェスタ等を行い、多くの市民が参加をしました。

令和5年度に新たに開催したキッズスポーツフェスタでは、子どもが気軽にスポーツを体験できるよう、機会を提供することができました。

一方で、総合型地域スポーツクラブについては、コロナ禍で減少した分を回復するまでには至っておらず、今後、広報の充実により新規会員の増加が課題となっております。

続けて、106ページ「(3) 地域スポーツ環境の整備」についてです。

市のスポレク祭を定期的で開催しており、令和6年度からモルックやボッチャの

実施、種目を加えるなど、より多くの市民が参加しやすい大会へと見直しました。

「(4) 健康づくり・生きがいづくり」では、ウォーキングフェスタの参加増加やボッチャの普及などにより、年齢や障がいの有無にかかわらず参加するスポーツの機会づくりを進めております。

107ページの(5)です。スポーツリズムの推進では、プロスポーツや全国レベルの大会誘致、大学・高校の合宿誘致を通じて見る機会等、地域の活性化にもつなげています。今後は、SNSや広報などを活用した情報発信により、さらなる集客につなげていく必要があります。

108ページ【基本目標2】スポーツ施設のことについてです。

臨海スポーツセンターや総合運動場などは、指定管理者と連携し適正な施設の管理運営の向上を実施して参りました。

総合運動場、庭球場、人工芝などの修繕を行い、適切な管理を進めておりました。先ほども申しましたが、老朽化が進んでいるので、集中的な修繕が必要だと思っております。

最後に110ページ、学校体育の充実です。

(1) 学校体育指導研修や授業研究についてですが、外部講師による研修の実施により充実を図ってまいりました。武道教育につきましては、地域連携指導者を中学校に派遣し、専門的な指導、安全面の配慮により、生徒、教員から好評を得ています。しかしながら、地域連携指導者の高齢化が進み、新たな人材確保が課題となっております。

(2) 部活動につきましては、部活動ガイドラインについて運用してまいりました。一方で、部活動の地域移行につきましては、国の方針により、休日の部活動に行く必要があり、現在、地域移行について協議会を開き、検討を進めているところです。

次に、111ページの体育の生活化につきましては、現在、運動の好き嫌いの二極化や日常生活での体を動かす機会の減少の対応が課題となっております。

以上が、スポーツ振興計画における各施策の評価と課題になります。今後、これらの成果と課題を踏まえ、来年度見直しをしてまいります。

(教育長)

委員に質疑を求めます。

--- 質疑なし ---

以上

※ 次の案件につきましては、袖ヶ浦市教育委員会会議規則第13条第1項第1号に該当するため、非公開となります。

・日程第5 報告第1号